

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う 保険診療関係等（処方せん）の取扱いについて

標記について、日本薬剤師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。
先日「保険調剤ニュースNo.34」でお知らせした「被災者に係る処方せんの取扱いに関する資料」について、下記のとおり内容が一部更新されました。
(下記資料は日薬ホームページに掲載されておりますのでご活用下さい。)

平成23年3月18日 日本薬剤師会作成
(平成23年3月23日、一部更新)

被災者に係る処方せんの取り扱いについて



※保険適用となる場合

1. 一部負担金	・以下(1)と(2)のいずれにも該当する場合は、窓口負担なし(5月末まで猶予)。 (1)災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者・被扶養者(地震発生以後に他の市町村へ転入した場合を含む) (2)以下のいずれかの申し立てをした者 ①住家の全半壊・全半焼、または、これに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡、または、重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者の行方が不明である旨 ④原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難または退避を行っている旨 ・上記(2)の申し立てがあった場合は、被保険者証等により、住所が上記(1)の区域であることを確認し、その内容を調剤録に記載する。 → ただし、それが不可能な場合は、氏名、生年月日に加え、 <社保の場合> 被保険者の勤務する事業所名、住所、連絡先 <国保・後期高齢者医療の場合> 住所、連絡先(国保組合の場合は組合名も)を調剤録に記載
2. 保険請求	・レセプト請求方法(具体的手続きなど)については、後日、厚生労働省より通知される予定です。 (保険薬局等が猶予した一部負担金については、保険者において減免・猶予していただくよう、厚生労働省保険局から依頼予定であるとのこと)